


第149回

定時株主総会
招集ご通知

ご出席いただいた株主様への乗車証（切符型）の配付については、実施いたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

 日時 2024年6月13日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

 場所 神戸市北区谷上東町1番1号
谷上SHビル7階
(末尾案内図ご参照)

- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

● 第149回 定時株主総会招集ご通知	P. 1
● 株主総会参考書類	P. 5
● 事業報告	P. 16
● 連結計算書類	P. 28
● 計算書類	P. 30
● 監査報告書	P. 32

(証券コード9046)
(発送日) 2024年5月29日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月21日

株 主 各 位

神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号
神 戸 電 鉄 株 式 会 社
代表取締役社長 寺 田 信 彦

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第149回定時株主総会招集通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.shintetsu.co.jp/company/ir/soukai/index.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にてアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3ページから4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月12日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2024年6月13日(木曜日) 午前10時
2. 場所 神戸市北区谷上東町1番1号
谷上SHビル7階(末尾案内図ご参照)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第149期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査等委員会の第149期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 事業報告：「主要な事業内容および事業所」、「会計監査人に関する事項」
「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- 連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- 計算書類：「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を株主様に一律でお送りしております。
- ◎当社定款第17条により、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月13日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月12日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月12日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 ○○○○○○○ 御中 株主総会日 議決権の数 XX 票 XXXXXXXXX月XX日	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>										選挙日現在のご所有株式数 XX 株 議決権の数 XX 票 1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 5. _____ 6. _____ 7. _____ 8. _____ 9. _____ 10. _____																								
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>																															<table border="1"><tr><td>ログイン用QRコード</td></tr><tr><td>シリアルコード XXXX-XXXX-XXXX-XXX</td></tr><tr><td>密かスキャン XXXXX</td></tr></table> <p>見本</p> <p>○○○○○○○</p>	ログイン用QRコード	シリアルコード XXXX-XXXX-XXXX-XXX	密かスキャン XXXXX	
ログイン用QRコード																																			
シリアルコード XXXX-XXXX-XXXX-XXX																																			
密かスキャン XXXXX																																			

※議決権行使書用紙はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号・第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

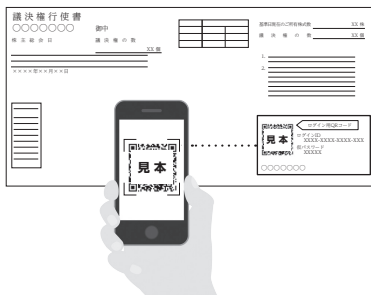
インターネット等または書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営課題であります財務体質の強化に努めることを最優先課題として、長らく無配を継続してまいりましたが、不動産事業やグループ事業の強化などにより、利益剰余金、自己資本比率などが着実に増加・向上してまいりました。

このような状況下において、運輸業においてもコロナ禍からの相応の回復が見られたことから、今般、復配することといたしました。この度の復配については、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様のご理解によるものであり、心より感謝申し上げます。

当期の期末配当につきましては、今後の経営見通しを総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額 80,346,950円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月14日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）7名全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	て ら だ の ぶ ひ こ 寺 田 信 彦 (1957年10月11日生)	1980年4月 阪急電鉄株式会社入社 2003年6月 同 都市交通事業本部鉄道営業部長 2005年6月 阪急バス株式会社 取締役 2007年4月 同 常務取締役 2008年4月 阪急電鉄株式会社 取締役人事部長 2011年4月 同 常務取締役都市交通事業本部長 2013年4月 阪急バス株式会社 代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役社長（現在）	5,400株
(取締役候補者とした理由) 鉄道・バス事業の豊富な業務経験と事業経営の実績に加え、強いリーダーシップと高い見識・能力を有し、当社グループの企業価値の向上に成果を挙げており、引き続き取締役として当社の経営をけん引することが期待できるものと判断したためであります。			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	※ い ば ひろし 井 波 洋 (1962年 8 月23日生)	1985年 4 月 阪急電鉄株式会社入社 2008年 6 月 北大阪急行電鉄株式会社 取締役企画部長 2009年 6 月 同 常務取締役 2012年 4 月 阪急阪神ホールディングス株式会社 グループ経営企画室部長 2015年 4 月 阪急バス株式会社 常務取締役 2016年 4 月 同 代表取締役社長 2024年 4 月 当社顧問 (現在)	0株
(取締役候補者とした理由) 阪急電鉄株式会社における鉄道事業およびグループ経営部門での豊富な業務経験と実績に加え、阪急バス株式会社では経営を担い、高い見識・能力を有していることから、取締役として当社の経営をけん引することが期待できるものと判断したためであります。			
3	なか の まさ ふみ 中 野 雅 文 (1961年 5 月30日生)	1988年 4 月 阪急電鉄株式会社入社 2013年 4 月 同 都市交通事業本部技術部長 2016年11月 同 都市交通事業本部副本部長兼えさまち事業部長 2017年 4 月 同 執行役員都市交通事業本部副本部長兼えさまち事業部長 2018年 4 月 同 執行役員都市交通事業本部副本部長兼都市交通計画部長 2019年 4 月 同 執行役員都市交通事業本部副本部長 2021年 2 月 能勢電鉄株式会社 代表取締役社長 2023年 6 月 当社代表取締役専務執行役員鉄道事業本部長 (現在)	200株
(取締役候補者とした理由) 鉄道事業の豊富な業務経験と実績に加え、取締役として高い見識・能力を有しており、安全管理体制の充実など鉄道事業における課題に率先して取り組み成果を挙げていることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができると判断したためであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	つやま ひろあき 津山裕昭 (1958年4月29日生)	1982年4月 当社入社 2002年4月 同 統括本部人事グループ長兼総務グループ長 2002年10月 同 統括本部人事グループ長 2007年6月 大阪神鉄豊中タクシー株式会社 代表取締役社長 2012年6月 当社取締役不動産事業本部長 兼ライフサポート事業本部副本部長 2014年4月 同 取締役不動産事業本部長 ライフサポート事業本部健康・保育事業部担当 2018年6月 同 常務取締役不動産事業本部長 人事総務部担当 2022年6月 同 取締役常務執行役員不動産事業本部長 人事総務部担当 (現在)	1,600株
(取締役候補者とした理由) 財務部門および人事総務部門の豊富な経験に加え、大阪神鉄豊中タクシー株式会社では経営を担い、強いリーダーシップを発揮し事業の成長を実現するなどの実績を有しています。また、不動産事業においても高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。			
5	かす や まさとし 糟谷昌俊 (1958年1月22日生)	1981年4月 兵庫県採用 2016年4月 同 県土整備部長 2018年4月 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 2019年4月 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター 理事長 2020年6月 当社取締役 (現在)	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 兵庫県において要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き社外取締役としての立場から有益な助言や指導が得られるものと判断したためであります。選任後は、地域情勢や防災等に関して、専門的な見地から社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、兵庫県における職務経験等を通じて、当社グループが事業を展開している沿線地域の情勢を熟知していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	まつ さか たか ひろ 松 坂 隆 廣 (1950年 8 月11日生)	1974年 4 月 株式会社太陽神戸銀行入行 2002年 6 月 株式会社三井住友銀行 執行役員姫路法人営業部長 2008年 6 月 神戸土地建物株式会社 代表取締役副社長 2012年 6 月 同 代表取締役社長 2014年 6 月 バンドー化学株式会社 社外監査役（常勤） 2016年 6 月 同 社外取締役（常勤監査等委員） 2018年 6 月 同 社外取締役（監査等委員） 2023年 6 月 当社取締役（現在）	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 株式会社三井住友銀行において要職を歴任し、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き社外取締役としての立場から有益な助言や指導が得られるものと判断したためであります。選任後は、経営施策等に関して、経営者としての専門的な見地から社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。			
7	はた えい いち 畑 栄 一 (1960年 3 月10日生)	1983年 4 月 当社入社 2003年10 月 同 統括本部企画グループ長 2009年 4 月 同 鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部運輸部長 2019年 4 月 同 鉄道事業本部副本部長 2020年 4 月 同 鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部安全対策部長 2020年 6 月 同 取締役鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部安全対策部長 2022年 6 月 同 取締役執行役員鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部安全対策部長（現在）	1,200株
(取締役候補者とした理由) 財務部門、不動産事業などの幅広い経験に加え、鉄道事業において豊富な業務経験を有し強いリーダーシップを発揮しています。また、高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 糟谷昌俊氏、松坂隆廣氏の両氏は、社外取締役候補者であります。また、糟谷昌俊氏、松坂隆廣氏の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 糟谷昌俊氏、松坂隆廣氏の両氏は当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって糟谷昌俊氏が4年、松坂隆廣氏が1年であります。
5. 当社は糟谷昌俊氏、松坂隆廣氏の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める額を限度額とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	※ なか にし まこと 中 西 誠 (1959年10月26日生)	1983年 4 月 当社入社 2002年 4 月 同 流通事業本部流通グループ長 2008年 4 月 同 ライフサポート事業本部介護事業部長 2010年 4 月 神鉄観光株式会社 代表取締役社長 2011年 4 月 株式会社神鉄エンタープライズ 代表取締役社長 2016年 6 月 当社取締役 ライフサポート事業本部介護事業部担当 2018年 6 月 株式会社神鉄エンタープライズ 取締役会長 2018年 6 月 当社取締役ライフサポート事業本部長 2020年 6 月 同 取締役ライフサポート事業本部長 経営企画部担当 2022年 6 月 同 取締役常務執行役員ライフサポート事業本部長 経営企画部担当 2023年 6 月 同 取締役常務執行役員ライフサポート事業本部長 経営企画部、サステナビリティ推進部担当（現在）	1,200株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 当社において、取締役として財務部門、経営企画部門および流通部門を経験し、豊富な知見を有していることから、監査等委員である取締役としての職責を適切に果たすことが期待できるものと判断したためであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	のざきみつお 野崎光男 (1958年4月8日生)	<p>1981年4月 阪急電鉄株式会社入社</p> <p>2005年6月 同 取締役</p> <p>2006年6月 阪急ホールディングス株式会社 取締役</p> <p>2006年10月 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役</p> <p>2007年4月 阪急電鉄株式会社 常務取締役</p> <p>2013年4月 同 専務取締役</p> <p>2018年4月 同 常任監査役(常勤) (現在)</p> <p>2019年6月 当社監査役</p> <p>2022年6月 同 取締役監査等委員(現在)</p> <p>重要な兼職の状況 阪急電鉄株式会社 常任監査役(常勤)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 阪急阪神ホールディングス株式会社および阪急電鉄株式会社において要職を歴任し、豊富な経験を有しており、引き続き監査等委員である社外取締役として当社の経営全般に対し高い見識に基づいた意見が期待できるものと判断したためです。選任後は、経営施策等に関して、経営者としての専門的な見地から監査等委員である社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。</p>	0株
3	いまいようこ 今井陽子 (1970年12月24日生)	<p>1998年4月 弁護士登録 兵庫県弁護士会入会 弁護士法人東町法律事務所入所(現在)</p> <p>2022年6月 当社取締役監査等委員(現在)</p> <p>重要な兼職の状況 弁護士</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、引き続き監査等委員である社外取締役として、その知見に基づいた意見が期待できるものと判断したためです。選任後は、コンプライアンス等に関して、弁護士としての専門的な見地から監査等委員である社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、兵庫県弁護士会に所属し、神戸地域を中心に活躍していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>	0株

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 今井陽子氏の戸籍上の氏名は、三道陽子であります。
4. 野崎光男氏、今井陽子氏の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、野崎光男氏、今井陽子氏の

両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

5. 野崎光男氏、今井陽子氏の両氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は社外監査役としての在任年数を含み、本総会終結の時をもって野崎光男氏が5年、今井陽子氏が2年であります。
6. 当社は野崎光男氏、今井陽子氏の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める額を限度額とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本総会において、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役が有する主な専門性・見識は以下のとおりであります。

地位	氏名	在任年数	主な専門性・見識				
			企業経営 経営戦略	財務会計	人事・労務	法務 コンプライアンス リスクマネジメント	事業・ 専門分野
代表取締役	寺田 信彦	8年	●		●	●	
代表取締役	井波 洋	新任	●		●	●	
取締役	中野 雅文	1年	●			●	●
取締役	津山 裕昭	12年		●	●	●	
取締役 (独立社外取締役)	糟谷 昌俊	4年				●	●
取締役 (独立社外取締役)	松坂 隆廣	1年	●	●			
取締役	畑 栄一	4年				●	●
取締役 監査等委員 (常勤)	中西 誠	新任	●	●			●
取締役 監査等委員 (独立社外取締役)	野崎 光男	5年	●		●	●	
取締役 監査等委員 (独立社外取締役)	今井 陽子	2年				●	●

- (注) 1. 本表は、各取締役が有する専門性・見識のうち主なもの最大3つに印をつけています。
 2. 本表は、各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。
 3. 在任年数には、監査等委員会設置会社移行前の取締役および監査役としての在任年数を含みます。
 4. 地位については、本総会終了後の取締役会において決定する予定です。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
こ ばやし こう いち 小 林 公 一 (1959年 12 月 13 日生)	1982年 4 月 阪急電鉄株式会社入社 2005年 6 月 阪急ホールディングス株式会社 取締役 2006年10月 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 2013年 4 月 阪急電鉄株式会社 取締役 2015年 4 月 同 常務取締役 2016年 4 月 同 常任監査役 (常勤) 2016年 6 月 阪急阪神ホールディングス株式会社 常任監査役 (常勤) 2016年 6 月 阪急電鉄株式会社 常任監査役 2020年 6 月 同 常任監査役 (常勤) (現在) 重要な兼職の状況 阪急電鉄株式会社 常任監査役 (常勤)	1,000株
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 阪急阪神ホールディングス株式会社および阪急電鉄株式会社において要職を歴任し、豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役としての立場から当社の経営全般に対して高い見識に基づいた意見が期待できるものと判断したためであります。選任後は、経営施策等に関して、経営者としての専門的な見地から監査等委員である社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小林公一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、小林公一氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める額を限度額とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。小林公一氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されるなど、社会経済活動の正常化が進み、景気が緩やかに回復しているものの、不安定な国際情勢によりエネルギー価格および原材料価格が高止まりする状況で推移しました。

この間、当社グループにおいては、各部門において増収やコストの削減に努めた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

すなわち、営業収益は22,313百万円となり前期に比べ992百万円（4.7%）増加、営業利益は1,859百万円となり前期に比べ468百万円（33.6%）増加、経常利益は1,358百万円となり前期に比べ360百万円（36.1%）増加、親会社株主に帰属する当期純利益は1,024百万円となり前期に比べ348百万円（51.5%）増加しました。

当期のセグメント別の概況は次のとおりであります。

運 輸 業

鉄道事業においては、「安全の絶対確保」を図るため、安全管理体制のさらなる整備・充実に取り組んだほか、国や自治体からの補助を活用しながら、軌道の強化等の工事を推し進め、運転保安度の一層の向上に努めました。また、2023年4月から導入した「鉄道駅バリアフリー料金制度」により、バリアフリー施設の整備を着実に推進するとともに、引き続き安心・安全・快適な鉄道を目指してまいります。

営業活動については、有馬温泉への旅客誘致を図るため、「有馬温泉 太閤の湯クーポン」や「有馬グルメ&湯けむりチケット」等の企画乗車券を発売しました。また、JRグループ6社や地元自治体等が実施した「兵庫デスティネーションキャンペーン」における鈴蘭台車両工場の見学イベントや、神戸電鉄粟生線活性化協議会と連携した「山田錦まつり号で『山田錦まつり』へGO!!」等の電車を使ったイベントも開催したほか、「鉄道開業95周年」を記念して、メモリアルトレインの運行や沿線出身のプロ野球選手による一日駅長イベントを開催するなど、神鉄ファンの獲得に努めました。

神戸市との連携事業である「神鉄沿線モヨウガエ」および「KOBE Rail&Trail」では、地域との交流を通じた駅周辺の活性化や当社沿線の魅力発信に努めました。引き続き地域の皆様や沿線自治体と連携したプロジェクトを推進しながら鉄道の利用促進に取り組んでまいります。

なお、2020年6月から神戸市交通局より受託した神戸市営地下鉄北神線の列車の運行等の業務については、2024年3月をもって終了しましたが、同局との共同使用駅である谷上駅の運営業務については引き続き受託しております。

バス事業においては、企業や学校の貸切送迎業務をはじめ積極的な営業活動を展開し増収に努めるとともに、2023年12月に路線バスの運賃改定を実施いたしました。

タクシー業においては、乗務員の採用に注力するとともに、2023年5月に運賃改定を実施するなど、収益の拡大に努めました。

これらの結果、当期の運輸業の営業収益は13,510百万円となり、前期に比べ948百万円（7.5%）増加し、営業利益は866百万円となり、前期に比べ548百万円（172.3%）増加しました。

不動産業

土地建物賃貸業においては、収益の拡大を図るため2023年10月に新規物件（大阪府茨木市）を取得したほか、当社が保有する賃貸物件へのテナント誘致に努めました。

また、土地建物販売業においては、神戸市北区の販売土地を売却しました。

なお、神戸市および神戸市道路公社から管理運営業務を受託している「神戸市立三宮駐車場（神戸市中央区）」他5施設について、円滑な運営に努めております。

これらの結果、当期の不動産業の営業収益は1,989百万円となり、前期に比べ11百万円（0.6%）減少し、営業利益は836百万円となり、前期に比べ53百万円（6.0%）減少しました。

流通業

食品スーパー業においては、青果部門を中心とした生鮮部門の品揃えを強化するなど、販売促進策を各店舗で積極的に展開しました。また、「創立50周年記念セール」をはじめご当地フェア等の集客策を実施するとともに、移動スーパー「とくし丸」については、2024年2月から新たに3号車の運行を開始し、さらなる顧客開拓を精力的に行うなど、収益の拡大に努めました。

コンビニ業および飲食業においては、各店舗で増収に努めました。

これらの結果、当期の流通業の営業収益は5,174百万円となり、前期に比べ244百万円（4.9%）増加し、営業利益は75百万円（前期は営業損失4百万円）となりました。

その他

保育事業および健康事業においては、駅に近接する各施設の強みを活かしてご利用者の増に努めました。

建設業においては、当社グループ外からの受注拡大に努めました。

これらの結果、当期のその他の営業収益は2,966百万円となり、前期に比べ212百万円（6.7%）減少し、営業利益は55百万円となり、前期に比べ112百万円（67.1%）減少しました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「安心・安全・快適をお届けすることで、お客様の豊かな暮らしを実現し、地域社会に貢献する」ことを経営理念とし、「神鉄グループみらいビジョン2030」を掲げ、暮らしに彩を添える時間やモノ、サービスの共創プラットフォームとして確固たる地位を築き、地域の持続的な価値向上に貢献するとともに、社会・経済活動を支える存在（『暮らしに彩を添える地域の共創プラットフォーム』）となることを目指しております。

また、このビジョンの実現に向けた具体的な行動計画として、グループの持続的な成長を通じて企業価値を高めるとともに、地域の持続的な価値向上に貢献することを基本方針とする「中期経営計画2026」（2023～2026年度）を策定し、以下の4点を重点課題とし、具体的な取り組みや検討を進めています。

<1>新しい時代（外部環境の変化）への対応

新しい時代への対応が喫緊の課題となっている鉄道事業においては、新しい技術の積極的な導入等により安全性や利便性、生産性や環境性等の向上に取り組むなど、持続可能な収益構造の構築に努めております。なお、粟生線においては上下分離をはじめとした同線にかかるコストの軽減策等を引き続き関係者と協議してまいります。

<2>沿線の活性化

沿線自治体や地域の皆様との連携・共創により駅を中心としたまちづくりを推進することで、賑わいを創出し地域の活性化を図るとともに、関係人口や交流人口の拡大、ひいては人口の定着に向けて取り組んでおります。

<3>収益性の改善

収益力の更なる強化に向けては、不動産事業において新規の賃貸収益物件等への投資を積極的に行うとともに、既存の収益物件の維持更新を着実にを行い魅力度向上に努めているほか、既存事業および周辺事業の強化や新規事業の開拓等に取り組んでおります。

<4>有利子負債の削減

収益力の更なる強化および資本効率の向上を通じて、借入金の削減を図ってまいります。

以上の取組を通じて、グループが一丸となって財務体質の更なる強化と企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、何とぞ変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました主な設備投資は、軌道強化、防災工事、変電設備更新工事等の鉄道安全対策工事とバリアフリー整備工事であります。

(4) 資金調達の状況

当期におきましては、株式会社日本政策投資銀行からの800百万円をはじめ、金融機関から所要の借入を行いました。

なお、当期末の借入金残高は54,883百万円で、前期末に比べ2,266百万円の減少となりました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第146期 2020年度	第147期 2021年度	第148期 2022年度	第149期 (当期) 2023年度
営 業 収 益 (百万円)	20,231	20,517	21,321	22,313
親会社株主に帰属する 当期純利益 (//)	187	519	676	1,024
1株当たり当期純利益 (円)	23.28	64.68	84.16	127.46
総 資 産 (百万円)	92,894	92,351	90,804	89,893
純 資 産 (//)	20,174	20,626	21,243	22,555

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数は自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第147期の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社ならびに企業結合等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
神 鉄 バ ス 株 式 会 社	100	100.0	バス事業、運行管理請負業
大阪神鉄豊中タクシー株式会社	92	100.0	タクシー業
株式会社神鉄エンタープライズ	60	100.0	食品スーパー業
神 鉄 観 光 株 式 会 社	30	100.0	旅行業、コンビニ業、広告代理業、 水産観光業、飲食業
株式会社神鉄ビジネスサポート	30	100.0	金融業、情報システムサービス業
神 鉄 タ ク シ ー 株 式 会 社	20	100.0	タクシー業
株式会社神鉄コミュニティサービス	20	100.0	建設業、施設管理業、警備業

③ その他重要な企業結合等の状況

当社の持分法適用関連会社は次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株 式 会 社 有 馬 温 泉 企 業	10	50.0	温泉給湯業

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
884 名	12増 名

- (注) 1. 従業員数には、企業集団外への出向社員、臨時従業員等は含んでおりません。
2. 臨時従業員の年間の平均人員は、770名であります。

(8) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	8,929
株式会社三井住友銀行	7,918
三井住友信託銀行株式会社	6,358
株式会社みずほ銀行	5,150
兵庫県信用農業協同組合連合会	4,636

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
(2) 発行済株式の総数 8,061,566株
(3) 株主数 7,527名 (前期末比295名増)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
阪急阪神ホールディングス株式会社	2,195	27.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	385	4.80
株式会社三井住友銀行	314	3.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	107	1.34
株式会社みなと銀行	83	1.04
阪急電鉄株式会社	77	0.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	67	0.84
S M B C 日興証券株式会社	56	0.71
三井住友信託銀行株式会社	42	0.53
三菱UFJ信託銀行株式会社	41	0.52

(注) 持株比率は自己株式数(26,871株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	寺 田 信 彦	
代 表 取 締 役	中 野 雅 文	鉄道事業本部長
取 締 役	津 山 裕 昭	不動産事業本部長 人事総務部担当
取 締 役	中 西 誠	ライフサポート事業本部長 経営企画部担当 サステナビリティ推進部担当
取 締 役	糟 谷 昌 俊	
取 締 役	松 坂 隆 廣	
取 締 役	畑 栄 一	鉄道事業本部副本部長 鉄道事業本部安全対策部長
取 締 役 員 監 査 等 委 員 (常 勤)	藤 原 芳 明	
取 締 役 員 監 査 等 委 員	野 崎 光 男	阪急電鉄株式会社 常任監査役 (常勤)
取 締 役 員 監 査 等 委 員	今 井 陽 子	弁護士

- (注) 1. 取締役 糟谷昌俊、取締役 松坂隆廣、取締役 監査等委員 野崎光男および取締役 監査等委員 今井陽子は社外取締役であります。
2. 取締役 監査等委員 (常勤) 藤原芳明は、当社の財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 重要な会議への出席や、内部監査部門等との連携を通じて監査・監督の実効性を高めるために、藤原芳明を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2023年6月15日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって、取締役 岸本和也、取締役 楠守雄および取締役 松本修治は任期満了により退任しました。

5. 2023年6月15日開催の第148回定時株主総会において、中野雅文および松坂隆廣が取締役に選任され、就任しました。

6. 当期中における取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

(2023年6月15日)

氏名	新	旧
中西 誠	ライフサポート事業本部長 経営企画部担当 サステナビリティ推進部担当	ライフサポート事業本部長 経営企画部担当

7. 取締役 糟谷昌俊、取締役 松坂隆廣、取締役 監査等委員 野崎光男および取締役 監査等委員 今井陽子は、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は取締役等であります。なお、被保険者のうち取締役は株主代表訴訟担保特約分の保険料（全体保険料に占める割合10%）を負担しております。

当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合など、一定の免責事由があります。

9. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を含む執行役員は、次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当
社長	寺田 信彦	
専務執行役員	中野 雅文	鉄道事業本部長
常務執行役員	津山 裕昭	不動産事業本部長 人事総務部担当
常務執行役員	中西 誠	ライフサポート事業本部長 経営企画部担当 サステナビリティ推進部担当
執行役員	畑 栄一	鉄道事業本部副本部長 鉄道事業本部安全対策部長
執行役員	森 兼浩	不動産事業本部副本部長 不動産事業本部不動産事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき、取締役 糟谷昌俊、取締役 松坂隆廣、取締役 監査等委員 野崎光男および取締役 監査等委員 今井陽子との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。報酬額の決定については、代表取締役社長および独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会を開催し、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬の総額の限度内で個別具体的な報酬額を審議のうえ、取締役会に答申しております。取締役会においては、その答申を踏まえ報酬額を決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会からの答申が尊重されたうえで、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、「取締役報酬規程」において、職責に応じて支給する「基本報酬」と業績に連動して支給される「業績連動報酬」で構成すると定めており、個別の報酬については、職責や会社の業績等を総合的に勘案し、取締役会決議により決定するものとしております。なお、社外取締役は独立性・客観性を保つ観点から「基本報酬」のみとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬等の限度内において、個別具体的な報酬額を監査等委員である取締役の協議により決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。) (うち社外取締役)	55 (4)	55 (4)	—	10 (3)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	14 (4)	14 (4)	—	3 (2)

(注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人の給与相当額11百万円は含んでおりません。

2. 上記には、2023年6月15日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の員数および報酬を含んでおります。

3. 業績連動報酬に係る業績評価指標は、親会社株主に帰属する当期純利益を採用しております。当該指標を選択した理由は、当該年度の最終的な業績を示した数値であり、業績報酬基準として最も合理的であると考えているためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬は支給しておりません。

4. 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年6月14日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額18百万円以内（うち社外取締役2百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額を月額3百万円以内にとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額は含まないものとしております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役2名）であり、監査等委員である取締役の員数は3名です。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	糟 谷 昌 俊	当事業年度に開催された取締役会の11回全てに出席しました。主に地方公共団体での豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を適宜行っており、地域情勢や防災等に関する専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の構成員として3回全てに出席し、独立した客観的立場から必要な助言を適宜行っております。
	松 坂 隆 廣	2023年6月15日就任以来、当事業年度に開催された取締役会の9回全てに出席しました。主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を適宜行っており、経営施策等に関する専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2023年6月15日就任以来、当事業年度に開催された任意の指名・報酬委員会の構成員として1回全てに出席し、独立した客観的立場から必要な助言を適宜行っております。
取 締 役 監 査 等 委 員	野 崎 光 男	当事業年度に開催された取締役会の11回全てに、また監査等委員会の11回全てに出席しました。取締役会等においては、主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を適宜行っており、経営施策等に関する専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の構成員として3回全てに出席し、独立した客観的立場から必要な助言を適宜行っております。
	今 井 陽 子	当事業年度に開催された取締役会の11回全てに、また監査等委員会の11回全てに出席しました。取締役会等においては、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を適宜行っており、コンプライアンス等に関する専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の構成員として3回全てに出席し、独立した客観的立場から必要な助言を適宜行っております。

本事業報告中の記載金額および株式数の表示単位未満は切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

2024年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	5,299	流動負債	24,226
現金及び預金	1,468	買掛金	2,446
売掛金	1,333	短期借入金	17,803
短期貸付金	87	未払法人税等	174
販売土地及び建物	230	前受金	794
商 品	110	賞与引当金	53
貯 蔵 品	447	そ の 他	2,953
そ の 他	1,621	固定負債	43,111
固定資産	84,593	長期借入金	37,079
有形固定資産	80,264	繰延税金負債	423
建物及び構築物	39,807	再評価に係る繰延税金負債	3,461
機械装置及び運搬具	4,832	退職給付に係る負債	105
土 地	35,019	そ の 他	2,041
建設仮勘定	106	負債計	67,337
そ の 他	498	(純資産の部)	
無形固定資産	688	株 主 資 本	20,313
投資その他の資産	3,640	資 本 金	11,710
投資有価証券	1,579	利 益 剰 余 金	8,697
長期貸付金	195	自 己 株 式	△95
退職給付に係る資産	1,472	その他の包括利益累計額	2,242
そ の 他	409	その他有価証券評価差額金	642
貸倒引当金	△17	繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	1,480
		退職給付に係る調整累計額	119
		純 資 産 計	22,555
資 産 合 計	89,893	負債・純資産合計	89,893

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営 業 収 益		22,313
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	17,833	
販売費及び一般管理費	2,621	20,454
営 業 利 益		1,859
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	35	
その他の収益	109	145
営 業 外 費 用		
支払利息	568	
その他の費用	78	646
経 常 利 益		1,358
特 別 利 益		
工事負担金等受入額	556	556
特 別 損 失		
工事負担金等圧縮額	556	
その他の損失	23	580
税金等調整前当期純利益		1,334
法人税、住民税及び事業税	182	
法人税等調整額	127	310
当 期 純 利 益		1,024
親会社株主に帰属する当期純利益		1,024

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2024年3月31日現在

招集ノ通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	4,004	流動負債	23,279
現金及び預金	923	短期借入金	18,103
未収運賃	697	未払金	2,539
未収金	713	未払費用	630
未収収益	97	未払消費税等	84
販売土地及び建物	255	未払法人税等	133
貯蔵品	411	預り連絡運賃	121
前払費用	820	預り金	361
その他の流動資産	86	前受運賃	441
固定資産	83,696	前受金	742
鉄道事業固定資産	64,383	前受収益	76
兼業固定資産	15,488	その他の流動負債	44
建設仮勘定	106	固定負債	42,958
投資その他の資産	3,717	長期借入金	37,079
関係会社株式	682	繰延税金負債	462
投資有価証券	1,483	再評価に係る繰延税金負債	3,461
前払年金費用	1,300	投資損失引当金	220
その他の投資等	261	その他の固定負債	1,734
貸倒引当金	△10	負債計	66,237
		(純資産の部)	
		株主資本	19,344
		資本金	11,710
		利益剰余金	7,728
		その他利益剰余金	7,728
		繰越利益剰余金	7,728
		自己株式	△95
		評価・換算差額等	2,119
		その他有価証券評価差額金	639
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	1,480
		純資産計	21,463
資産合計	87,700	負債・純資産合計	87,700

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

科 目	金	額
	百万円	百万円
鉄 道 事 業	9,807	
営 業 収 益	9,188	
兼 営 業 利 益		619
営 業 収 益	2,910	
営 業 費 用	2,054	
全 事 業 営 業 利 益		855
営 業 外 収 益		1,475
受 取 利 息 及 び 配 当 金	89	
そ の 他 の 収 益	95	185
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	568	
そ の 他 の 費 用	66	634
経 常 利 益		1,026
特 別 利 益		
工 事 負 担 金 等 受 入 額	556	556
特 別 損 失		
工 事 負 担 金 等 圧 縮 額	556	
そ の 他 の 損 失	6	562
税 引 前 当 期 純 利 益		1,020
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	74	
法 人 税 等 調 整 額	114	188
当 期 純 利 益		831

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

神戸電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 一史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神戸電鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神戸電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

神戸電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西野 裕久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉 一史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神戸電鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第149期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

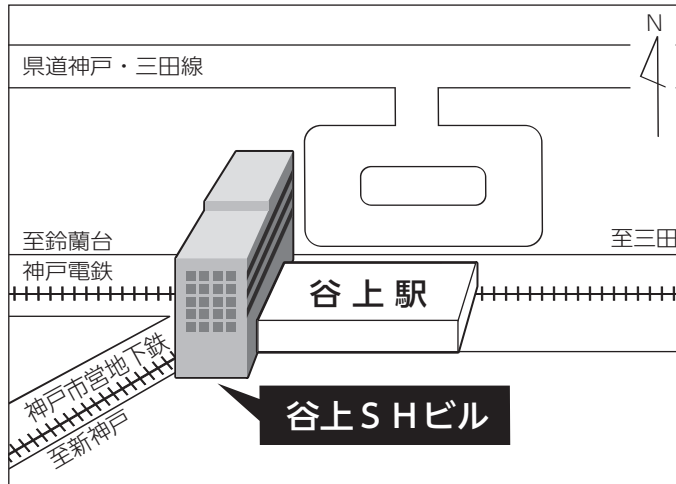
神戸電鉄株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 藤原 芳 明 ㊟
監 査 等 委 員 野 崎 光 男 ㊟
監 査 等 委 員 今 井 陽 子 ㊟

(注) 監査等委員 野崎光男及び今井陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場（谷上SHビル）付近案内図

会 場 神戸市北区谷上東町1番1号
谷上SHビル7階



交通機関 神戸電鉄・神戸市営地下鉄 谷上駅下車
谷上ドーム街を西へ徒歩1分

お願い ご来場の際は、電車・バスをご利用ください。

